

同じ。)に、法第三十二条第二項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号、以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に 1.05 を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に 1.05 を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 法第三十五条に規定する事業(前条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

二 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事をを行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は鉄道事業者がその鉄道事業又は鉄道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設

四 公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する道路及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の三 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第二項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日)から一月以内に納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事業を行っている場合にあつては、納入通知書)により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。但し、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合にお

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十四条の二第二項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連絡料並びに第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収

入とする。

いて、既に納めた占用料の額が当該占有の許可の日から当該占有の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の臨現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

(占用料の収入の帰属)

第十九条の四 法第三十九条の規定に基づく占用料は、指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村の収入とする。

2 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行っている場合においては、当該管理を行っている指定区間内の国道に係る占用料は、前項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

3 前項の規定により都道府県又は指定市の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととされる日の前日までに国が徴収すべきものは、前項の規定にかかわらず、国の収入とする。

4 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により国土交通大臣が都道府県又は指定市が行っていた指定区間内の国道の管理を解除する日の前日までに当該都道府県又は指定市が徴収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で当該指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

6 第一項の規定により道路管理者である都道府県又は指定市の収入となるべき国道に係る占用料で、当該国道に係る指定区間の指定の廃止の前日までに国が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、国の収入とする。

○道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

（道路の占用の許可申請書等の様式）

第四条の三

法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議し、同意を得ようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときは、道路管理者が別に定める様式によることができる。

様式第五（第四條の三關係）（平2建令3・全改、平6建令4・平11建令1・一部改正）

（用紙 A4）

許可申請書
道路占用協議

（道路管理者）殿

新規	変更	(番号)	日
更新		年	月

平成 年 月 日

〒

住所 氏名 印

担当者 TEL

第32条第33条の規定により許可を申請し協議します。

占用の目的	車道・歩道・その他									
占用の場所	路線名									
	場所									
占用物件	名称	規格	模数	量						
占用の期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで	占用物件の構造					
工事の期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで	工事実施の方法					
道路復旧方法	添付書類									
備考										

記載要領

- 「許可申請協議」、「第32条及び第35条」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規」「更新」「変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

(電線等の名称等の明示)

第四条の三の二

令第十四条第二項第三号の国土交通省令で定める電線若しくは水管、下水道管 若しくはガスパ管又は石油管は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 管路に收容されない電線又は外径が〇・〇八メートルに満たない管路に收容される電線
- 二 多段積みみの管路に收容される電線で、最上段の管路以外の管路に收容されるもの
- 三 並列多段積みみの管路の最上段の管路に收容される電線のうち、両側に電線を收容する管路があり、かつ、そのいずれかから〇・〇八メートルに満たない距離にある管路に收容されるもの (該当する電線を收容する二本の管路が隣接することとなる場合に於ては、当該隣接する管路のうちのいずれかに收容される電線)
- 四 外径が〇・〇八メートルに満たない水管、下水道管又はガスパ管 (一キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガスを通ずるものを除く。)
- 五 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフに收容されるもの
- 六 コンクリート造の堅固な構造を有するものであつて、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの
- 七 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域内の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの

2 令第十四条第二項第三号の規定により占用物件について明示すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 名称
- 二 管理者
- 三 埋設の年
- 四 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) の規定に基づいて設ける電線にあつては、電圧
- 五 ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) の規定に基づいて設けるガスパ管にあつてはガスの圧力、その他のガスパ管にあつてはガスの圧力及び種類
- 六 石油管にあつては、石油の圧力及び種類

3 令第十四条第二項第三号の規定による同号に規定する事項の明示は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 おおむね二メートル以下の間隔で行なうこと。
- 二 当該占用物件又はこれに附属して設けられる物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法により行なうこと。
- 三 退色その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないように行なうこと。
- 四 当該占用物件を損傷するおそれがないように行なうこと。

(道路が交差する場所等における電柱の占用)

第四条の四

電柱は、当該場所以外に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる場合には、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上に設けることができる。

(地下電線の頂部と路面との距離)

第四条の四の二

令第十一条第七号に規定する地下電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる地下電線
- 二 路床が岩盤等であつて令第十一条第七号本文に規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる地下電線
- 三 地下電線の立ち上がり部分
- 四 各戸に引き込むために埋設される地下電線
- 五 道路若しくは地下電線を收容する占用物件の構造又は他の占用物件の占用の位置の関係から、令第十一条第七号本文に規定する距離とすることが著しく困難又は不適當な場所に設けられる地下電線

2 前項各号に規定する地下電線の頂部と路面との距離は、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要な距離とする。

3 令第十一条第七号ただし書に規定する場合は、マンホール、ハンドホール又は道路管理者の設ける電線共同收容溝 (二以上の道路占用者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設で法第二条第二項第七号に規定する共同溝及び電線共同溝以外のものをいう。) に收容される地下電線を当該地下電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合とする。